人事異動

内閣

内閣官房副長官補
内閣サイバーセキュリティセンター長に指名する
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　谷脇　康彦
内閣官房内閣審議官（内閣サイバーセキュリティセンター）に配置換する
内閣サイバーセキュリティセンター副センター長を命ずる
（同）同　藤山　雄治
内閣サイバーセキュリティセンターに併任する
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　本間　祐次
（同）同　三角　育生
内閣官房内閣参事官（内閣サイバーセキュリティセンター）に配置換する（各通）
（同）同　大原　一郎
（同）同　平野　隆一
（同）同　深澤　雅貴
（同）同　藤田清太郎
（同）同　村井　紀之
（同）同　柳原　拓治
内閣サイバーセキュリティセンターに併任する（各通）
内閣官房情報セキュリティセンター情報セキュリティ補佐官　佐々木良一
同　篠田　陽一　同　**德**田　英幸
内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターサイバーセキュリティ補佐官に配置換する（各通）
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　谷脇　康彦
（同）同　藤山　雄治
内閣官房情報セキュリティセンター副センター長を免ずる（各通）
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同
（同）同　大原　一郎
（同）同　平野　隆一
（同）同　藤田清太郎
（同）同　本間　祐次
（同）同　三角　育生
（同）同　村井　紀之
（同）同　柳原　拓治
内閣官房情報セキュリティセンター参事官を免ずる（各通）（以上一月九日）

内閣府

日本銀行総裁　黒田　東彦
伊藤　元重　**榊**原　定征
経済財政諮問会議議員に任命する（各通）
高橋　進　新浪　剛史
願に依り子ども・子育て会議委員を免ずる（以上一月九日）　尾身　朝子

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。
平成27年1月16日
関東地方整備局長　越智　繁雄

道路の種類	路線名	区間
一般国道	1号	茅ヶ崎市本村二丁目1581番1から同市本村一丁目6225番1までの上下線

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則8－12（職員の任免）第14条第1項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成27年1月15日をもって満了した。
平成27年1月16日
人事院人材局企画課長　池本　武広
記
平成25年度航空保安大学校学生採用試験

公聴会

電気供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十四条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。
平成二十七年一月十六日
経済産業大臣　宮沢　洋一
一　件名　関西電力株式会社申請の電気供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十七年三月三日　午前九時から（意見陳述人が多数の場合は、上記期日に加え、平成二十七年三月四日も続行する。）
三　場所　大阪合同庁舎一号館　第一別館大会議室（大阪府大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号）
四　事案の要旨
1　電気料金その他の供給条件についての供給約款の変更（現行の電気料金を平均一〇・二三パーセント引き上げるほか、その他の供給条件の変更等に伴う電気供給約款の変更を行う。）
2　申請者からの申請資料等については、経済産業省のホームページ（http://www.meti.go.jp/press/2014/12/20141224002/20141224002.html）に掲載する。なお、当該資料については、経済産業省（東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）、近畿経済産業局（大阪府大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号　大阪合同庁舎一号館）並びに関西電力株式会社の本店（大阪府大阪市北区中之島三丁目六番十六号）及び支店・営業所において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を、メールアドレスがある場合はメールアドレスを付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した経済産業大臣あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「関西電力関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十七年二月十六日までに近畿経済産業局資源エネルギー環境部電力事業課（郵便番号五四〇－八五三五　大阪府大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号）に到着するよう提出すること。この意見陳述届出書は、電子メール（kin-denkikochokai@meti.go.jp）により提出することもできる。なお、意見陳述が多数の場合は、経済産業大臣が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
2　傍聴を希望する者は、官製はがき（郵便番号、住所、氏名、「関西電力関係公聴会傍聴希望」の旨を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十七年二月十六日までに近畿経済産業局資源エネルギー環境部電力事業課（郵便番号五四〇－八五三五　大阪府大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号）に到着するよう申し込むこと。この傍聴の申し込みは、電子メール（kin-denkikochokai@meti.go.jp）により行うこともできる（郵送とメールの重複申込を行った場合は、メールでの申込を有効とする。）。なお、傍聴申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
3　意見陳述人が多数の場合は、前記第二号の期日に加え、翌日に続行することとなるが、意見陳述申し込みを行う者は、期日の指定を行うことができない。

様式

意見陳述届出書

経済産業大臣　殿
（ふりがな）
届出者　氏　名　（郵便番号）
住　所
（電話番号）
（メールアドレス）
職　業

関西電力株式会社申請の電気供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。